

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	江川 あや
視察地	兵庫県洲本市、三重県四日市市、長野県長野市		
調査事項	議会基本条例とハラスメント条例について		
視察年月日	2024年7月8日（月）～11日（木）		
視察内容	●目的： 議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて視察すると共に、具体的な対応策として策定されている、ハラスメント防止条例等の内容及び条例制定の経緯などの他、検討に対する注意点や実効性のある項目について調査する。 ●調査内容： 共通する部分としては、元々の事例がありその事例を想定した検討を行いながら議会運営委員会等で丁寧な議論を行って合意形成がされ制定されているということや、議会基本条例、倫理条例が先んじて制定された上での条例制定である点などがあげられる。 ●所見： 3市の事例を伺う中で、様々な場面で精神的な負担を感じた。特にハラスメントの事例を伺った点等は被害の影響等を考えるとしんどいものがあった。その事を鑑みると、調査委員会の委員としての選出等には一定の精神的な負担が伴うことが予想され、委員の負担に偏りが無いことや、委員への精神的ケアの必要性を感じた。また政治的なパワーバランスの調整に使われる可能性を考えると、中立性の担保が必須となるが、そのためには外部機関への調査委託が必要ではないかと感じている所である。 例えば福岡県のハラスメント条例はその制定の経緯から、訴えのあった時点や調査過程では「被害者」「加害者」の主張等を行わないように規定が為されている。いずれの先行事例を伺っても、ハラスメント調査に関しては手探りの所が多く、今後、様々な事案が発生していくだろう中で、時代に応じて対応するためには法的な判断も一定数必要であると理解した。そのため本市においては、他市に先んじて外部機関への調査の導入の必要性を提言していきたい。 条例の制定に関しては、積極的に条例として制定をする必要性を感じている。一方で、手続きとして議会基本条例や倫理条例等に関しても併せて考える必要があると考えるため、性急な制定ではなく、丁寧な議論や合意形成の必要性を改めて感じる視察であった。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	江川 あや
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	議会基本条例とハラスメント条例について		
視察年月日	2024年7月9日（火）		
視察内容	●目的： 議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて視察すると共に、具体的な対応策として策定されている、ハラスメント防止条例等の内容及び条例制定の経緯などの他、検討に対する注意点や実効性のある項目について調査する。 ●調査内容： 洲本市のハラスメント条例は、兵庫県下で初めての制定となっている。合併の際に議員定数を減らす等してきた中で、更に市民から議員定数を減らすことを求められたことから、定数を減らすだけでなく、議会基本条例等で市民に議会について知ってもらう取組が必要だと感じ、制定した。前文をおいていないのが特徴。政治倫理条例については、合併直前にそれぞれの議会で議論が行われ制定されて引き継いだため、議会基本条例、政治倫理条例、ハラスメント防止条例と3つの条例を制定している。 ハラスメント防止条例に定められている事案が発生し、顧問弁護士に法的に瑕疵がないか確認した上で、「ハラスメント審査委員会」が開かれた。議会運営委員会に所属していない議員を主としながら、各会派の代表6人で構成される。今回の事案の内、1例は認定されず、1例のセクハラは認定されたため、議員名を公表し、議長と審査委員会委員長の立ち会いの下、謝罪が行われ、現在は解消されているとのこと。 ●所見： ハラスメントに関しては、説明をして下さった事務局の方を含め、多くの事案が課題となったという背景が理解できた。資料等に関しても事例に基づいた内容が提示され理解が深まった一方で、個別的な事案の取り扱いの難しさを含めて、条例だけではなく、要綱や申し合わせ等での対策が重要であるようにも感じた。また、議会基本条例での位置づけや政治倫理条例など、先んじて制定すべき法制度については本市においても同時に考える必要性を感じた。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	江川 あや
視察地	三重県四日市市		
調査事項	議会基本条例とハラスメント条例について		
視察年月日	2024年7月10日（水）		
視察内容	●目的： 議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて視察すると共に、具体的な対応策として策定されている、ハラスメント防止条例等の内容及び条例制定の経緯などの他、検討に対する注意点や実効性のある項目について調査する。 ●調査内容： 人口 40 万 3 千人の四日市は宿場町として発展し、現在では半導体産業が中心とのことであった。四日市市議会の特徴として、顧問弁護士の契約を市議会として結んでいること、議員政策研究会という仕組みがあり、それぞれの課題認識等に合わせて積極的な政策研究が行われ、議員としての資質向上を担保している。 四日市市のハラスメント防止条例は、元々議員政策研究会の過程から政策研究が行われ、議会へ提案された経緯から、問題が公になる前の未然の抑止力を考えた条例内容となっている。行動指針についても含め多くの時間を割いて、条例が制定されたことが理解できた。政策形成の順番としては、議員政策研究会⇒議会運営委員会等⇒上程の流れで、複数年をかけて議論が行われ、合意形成がされたとのこと。 条例の特長としては制裁に関する権限や調査等の規定がないという点が挙げられたが、現状の制度によって、実効性の担保をどのようにするかが課題とのことであった。現在、職員に対するハラスメントアンケートの結果を受けて、議論が行われているとのこと。また、政策形成のために議会として弁護士と契約を結んでおり、その範囲の中で、アドバイスを受けることができるとのことである。 ●所見 議員政策研究会や弁護士との契約等について、関心を持った。質問もその点に相次ぎ、複数年、有志で自由に政策についての研究を行え、資質向上を図るという仕組みをぜひ、本市においても導入することができたらと感じた。また、その中で、丁寧な議論が行われた上で、更に合意形成に向けて様々な議論、調整が行われた事が説明下さった議員さんの言葉から感じられた。質問等を含めて、丁寧な回答が議員から為される点は純粋にすごいと感じ、そういった点からも資質向上に資する仕組みの構築が必要だと感じた。		

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	江川 あや
視察地	長野県長野市		
調査事項	議会基本条例とハラスメント条例について		
視察年月日	2024 年 7 月 11 日（木）		
視察内容	●目的： 議会におけるハラスメント防止に関する取り組みについて視察すると共に、具体的な対応策として策定されている、ハラスメント防止条例等の内容及び条例制定の経緯などの他、検討に対する注意点や実効性のある項目について調査する。 ●調査内容： 長野市は善光寺の門前町として発展し人口 36 万人の都市となる。長野オリンピックの影響を市政にも感じる部分があった。長野市のハラスメント対策は、条例ではなく要綱となっており、根拠としては国の人事院規則等とのことであった。政治倫理条例があるため、要綱の制定としたという面もあるとのこと。議会改革としては酒気帯び運転で当て逃げをして議員辞職した議員がおり、政治倫理規程の制定が求められたということから始まっているとのこと。ハラスメントに関しては市長から議長への申し入れが行われた事があるとのことであった。要綱の制定については、検討会という勉強会にて議論もされたとのこと。例えば、請願の審査等の際の意見徴収や判断のために調査や勉強を行っているとのこと、事務局も把握していない自主的な勉強会のようである。また、会派等でも取り組んでおり、誹謗中傷条例等に関しても議員有志で制定を目指しているとのこと。それぞれの政策研究等の場であることも伺え、資質向上等含めて必要な仕組みであると感じた。 ハラスメントの訴えがあった際の調査の専門委員会の設置等に関して意見が分かれ、丁寧な合意形成のための議論が行われたため、要綱制定の日程が延期された経緯がある。 ●所見： ハラスメント調査委員会の男女比等は、事案の内容によって偏りが無い議員構成でとの配慮が為される点が気になった。女性議員の人数（36 人中 9 人）から考えても負担が偏る事も考えられる。調査委員会が調査方針を決める等、役割が重い中で、参考人として聞くことは可能とはいえ法的な根拠等への対応が必要になってくることが課題の 1 つであると感じられた。また、要綱であっても懲罰に近いことの規定も行えるとのこと、条例以外の選択肢の調査となり勉強となった。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。